様式第１号

景観評価リスト

事　業 所管課	鳥取県鳥取県土整備事務所	事業担当 氏　　名	河川砂防課　竹内　ひとみ

１　事業概要

事 業 名	岩戸地区復旧治山事業
事業箇所	□景観形成重点区域内（　　）　■自然公園区域（ 山陰海岸国立公園 ） □景観計画区域　　□他の景観行政団体の区域（　　）
事業の種類	砂防・治山の整備（山腹工事）
事業期間	令和８年度 ～ 令和１１年度
事業の規模	山腹工　A＝2,500㎡（~~高強度ネット工~~ 現場吹付法枠工、植生マット工、簡易吹付法枠工）
事業目的	山腹斜面が降雨・風化により侵食・崩壊し荒廃が進んでいる。放置すると荒廃地が拡大し、保全対象の人家・市道・漁港に被害を及ぼす恐れがある。 崩壊地の拡大を防止するために山腹工により斜面の安定化を図る。

２　周辺の景観特性等に関する状況

（１）施工区域周辺の景観特性、景観資源及び景観形成の基本的方向（①～③のいずれかを選択して記入）

~~①整備する施設が視点場となる場合~~
~~②整備する施設が主対象になる場合~~
③整備する施設が主対象に何らかの影響を与える場合

【景観特性】

施工区域は、日本海及び岩戸漁港に面する駟馳山西側に位置し、山陰海岸国立公園特別地域にも位置づけられ自然豊かな景観をつくり出している。

【基本的方向】

地形の改変を極力抑え既存の自然地形と調和させ、山腹は植生工により緑化し景観の保全及び周辺景観との調和を図る。

（２）特に配慮する事項

・地形の改変は崩壊箇所の必要最小限とし自然地形への影響を最小限にする。
・既存の植生等を活かし、極力従来の自然景観の保全を図る。

３　景観特性等に配慮して定める具体的対応

項目	公共事業景観形成指針に定める共通要素基準（基本事項）	具体的対応
位置 ・ 規模	□ 景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とする。 □ 道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とする。 □ 尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で、かつ高さを抑える。 ■ 事業区域内及びその周辺に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とする。 ■ 周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とする。	対策工法はできる限り景観を損なわないものを選定するとともに、地形の改変を最小限にし、既存樹木を極力残す。

<table>
<tr>
<td>形態
・
意匠</td>
<td>■ 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とする。
□ 壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態及び意匠とする。
□ ランドマーク的な施設など、施設の存在感を強調させる形態・意匠を計画する場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。</td>
<td><s>高強度ネット工（地山補強土工）
地形に合わせて既存の植生を残しながら法面保護を行うことが可能であり、在来種子を混入した植生マットを併用することで緑化を図る。</s>

現場吹付法枠工・簡易吹付法枠工
地形に合わせて施工できるので、掘削は最小限で法面の保護が可能であり、日本産在来種を混入した植生基材を法面に吹付けることで緑化を図る。</td>
</tr>
<tr>
<td>色彩</td>
<td>■ 周辺の景観と調和した色彩とする。
□ 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とする。
□ 外観のベースカラーは、次のとおりとする。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合及び道路付属物等について安全上視認性確保が必要な場合は、この限りでない。
<table>
<tr><td rowspan="2">有彩色の色相</td><td colspan="3">彩　度</td></tr>
<tr><td>景観形成重点区域</td><td>自然公園の区域</td><td>その他の区域</td></tr>
<tr><td>0.1R～10R</td><td>２以下</td><td>２以下</td><td>４以下</td></tr>
<tr><td>0.1YR～5Y</td><td>４以下</td><td>４以下</td><td>６以下</td></tr>
<tr><td>上記以外の色相</td><td>２以下</td><td>２以下</td><td>２以下</td></tr>
</table>
□ 送電又は送信のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度６以上８以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度４以上５以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。
□ ランドマーク的な施設など、基準値を超える色彩の使用を計画している場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。
※色彩に関する事項については、日本工業規格のＺ8721（色の表示方法―三属性による表示）による。
※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。</td>
<td>法面：
・植生による被覆
・法枠内は植生基材による緑化
・法枠施工基面から約２ｍ程度の法枠内は、モルタルによる吹付（灰色）
・現場吹付法枠工及び簡易吹付法枠工のモルタル（灰色）</td>
</tr>
</table>

4　特記事項　【具体的対応について】

特になし。

備考　景観チェックリストを作成する際、本書に記載した内容を変更する場合、該当部分に変更の内容及び理由を明記し、景観チェックリストに添付すること。